

千葉市を美しくする運動推進功労者表彰規程

1 趣旨

本会の目的を達成するための事業に対して、地域社会及び市全域にわたってボランティア精神を基盤に尽力されている個人・団体を表彰する。

もって、すぐれた活動を市民に紹介することにより、「美しい千葉」をつくるための一助とする。

2 表彰者

千葉市を美しくする会

3 表彰基準

(1) 対象

原則として千葉市民または千葉市内の団体

(2) 内容

下記活動の分野で卓越した活動であり、かつ、地域活動において模範となる活動であること。

ア 花と緑をいっぱいにする活動

イ 住みよい環境をつくるクリーン活動

ウ 健康づくりを推進する活動

エ 本会の活動を広める活動

オ まつりを通じてふるさと意識の高揚を図る活動

カ その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(3) 年限

ア 上記の活動を5年以上継続し、今後も引き続き活動が期待できるもの。

イ 千葉市を美しくする運動に顕著な業績を示したもので、この活動の波及的効果をもたらすものについては、その年限に関係なく表彰できるものとする。

4 表彰の方法

表彰状及び記念品を贈呈

5 推薦方法

(1) 特別会員及び団体会員（以下、「活動会員」という。）は、当該団体から該当者を推薦するものとする。

また、上記以外でも地域及び団体等関係者の中から、かくれた実践者の発掘に努め、推薦するものとする。

(2) 活動会員は、該当者のあるときは、別紙推薦書を定めた期限内に提出するものとする。

附 則（平成18年4月24日改正）

1 この規程は、平成18年4月24日から施行する。

2 千葉市を美しくする運動推進功労者表彰要綱は、廃止する。

附 則（平成29年4月10日改正）

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。